



平成26年度

生きがい広場地蔵堂 運営ケア計画



生きがい広場地蔵堂・デイサービス
生きがい広場地蔵堂・シニアハウス

生きがい広場地蔵堂・地域の茶の間
健康教室(燕市通所型介護予防事業)

〒959-0138 燕市分水栄町1番3号

TEL 0256(97)7117 FAX 0256(97)7119

燕市分水地区地域包括支援センター 認知症介護支援事業

TEL 0256(97)7113

〒959-0318 新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地

社会福祉法人 桜井の里福祉会

TEL 0256(94)3939 FAX 0256(94)2552

URL : <http://www.sakurai-fukushi.or.jp>

目 次

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| I | 桜井の里福祉会ケアの理念 | 2 |
| II | 生きがい広場地蔵堂運営方針 | |
| 1 | 社会保障を取り巻く情勢 | 4 |
| 2 | 介護保険制度 | 4 |
| 3 | 社会福祉法人桜井の里福祉会の取り組み | 5 |
| 4 | 平成26年度社会福祉法人桜井の里福祉会新規事業及び準備 | 5 |
| 5 | 生きがい広場地蔵堂 運営方針 | 6 |
| 6 | 職員の基本倫理 | 7 |
| 7 | 目標及び具体的な取り組み | 8 |
| 8 | 非常災害対策について | 16 |
| III | 社会福法人桜井の里福祉会組織図 | 17 |
| 1 | 生きがい広場地蔵堂組織図 | 18 |
| 2 | 生きがい広場地蔵堂諸会議及び委員会組織図 | 19 |
| 3 | 生きがい広場地蔵堂運営組織内容 | 20 |
| IV | 年間計画 | |
| (1) | 生きがい広場地蔵堂・デイサービス年間計画 | 24 |
| (2) | 設備保守・安全管理・衛生管理計画 | 25 |
| (3) | 生きがい広場地蔵堂・地域の茶の間年間計画 | 26 |
| (4) | 健康教室年間計画 | 27 |
| (5) | 燕市分水地区地域包括支援センタ一年間計画 | 28 |
| V | リスクマネジメントについて | 29 |
| VI | 桜井の里福祉会研修システム | 32 |
| VII | 業務分掌表 | 36 |



メニュー表

弥彦神社に初詣(シニアハウス)



足湯



喫茶店にお出かけ



菜園



桜井の里福社会ケアの理念

- 「もう一つのわが家づくり」を目指します
- 「ご利用者とご家族の尊厳と権利を守り、人として当たり前の生活」を保障します
- 「施設は地域の共有財産であり、地域住民、ご利用者、ご家族の利益を第一」とします

まず大切なサービス

- どなたにも心からの温かい挨拶を行います
- 感じの良い受入れとお見送りを行います
- 人として自分がされて嫌な事は行いません

組織における職員の位置づけ

望む職員像

- ご利用者、ご家族のニーズにお応えする事のみならず、期待を超えるサービスを提供すること
- あいでになった人、全てにあ土産をもってお帰りいただぐサービス提供者であること
- 法人職員としての自覚と全体を考えた行動を行うこと
- 技術・感性（人の尊厳、立場、思いを大切にする力）の向上を目指すこと
- 専門性を大切にし、必要な資格は最低限必要なものとして取得すること

良質なサービスの提供・職員のやりがい

法人の成功

職員の信条

- 全ての判断基準として、ご利用者とご家族の「安心感・心地よく利用できる事」「権利が守られ、人としての尊厳が守られている事」とします
- ①ご利用者の事を信頼し、常に話し、了解をもらって行います
 - ②ご利用者を家族のように受け入れます
 - ③ご利用者に呼び止められたら必ず立ち止まり話を聞きます（「ちょっと待って下さい」と言いません）
 - ④いつもご利用者の傍らにいる事を大切にします
 - ⑤ご利用者に障害があっても当たり前に行っている生活が送れるよう努力します
 - ⑥障害を見るのではなく「生活者としての人」を見ていきます
 - ⑦ご利用者に生活の中で役割を持っていただけるような関わり方をします
 - ⑧職員主体の環境作りは行いません
 - ⑨ご利用者中心の言葉遣いをし、否定語は使いません
 - ⑩ご家族に、ご利用者の生活を共に考えるパートナーになっていただけるよう常に働きかけます
 - ⑪ご利用者が自ら選び決定できるよう情報を伝えます
 - ⑫ご利用者がいつでも外に出かけられるように配慮します

Ⅱ 平成 26 年度 生きがい広場地蔵堂運営方針

1. 社会保障を取り巻く情勢

少子高齢化の急激な進行、人口減少社会を迎えた中で、社会保障のあり方が議論され平成 25 年 8 月「社会保障制度国民会議報告書」、それに続いて 10 月「社会保障改革工程表」が示されました。

主な内容は、

- 少子化対策：子ども子育て支援の充実
- 医療制度、介護保険制度：医療・介護サービスの供給体制改革
 - ・病床の機能分化・連携・在宅医療の推進
 - ・地域包括ケアシステムの構築
 - ・難病、小児性慢性特定疾患に係る制度の確立
- 年金制度の改革

これらが、財源の問題を含みつつ、関連の制度整備が加速しています。

また、社会福祉法人のあり方、役割等についても議論が進んでおり、その使命や存在価値、社会に対する責任が問われています。

2. 介護保険制度

平成 24 年度制度改定で、「地域包括ケアシステム」の推進がスタートしましたが、その具体的な内容の多くは先送りにされました。平成 27 年度には、「介護保険制度・医療供給体制改革」が一体で行われる予定で、介護保険制度は大規模な改定が予想されます。

要点としては

- 要支援者の介護給付を市町村事業（地域支援事業）へ移行することと、地域支援事業の充実
- 特別養護老人ホームの入居用件が厳しくなる（原則介護 3 以上でないと入居できない見込み）
- 一定以上所得者の利用料負担を 2 割に引き上げる見込み
- 補足給付の支給（特養入居者等）は資産認定の緩和や配偶者の所得も勘案（本人所得だけでなく、不動産等の資産や配偶者の所得も収入とみなされ負担増の人が出でてくる）
- 低所得者の保険料率軽減の拡充

また、これらと密接に結びついた形で、「認知症対策推進 5 ヶ年計画（オレンジプラン）」の具体的な取組みが、平成 25 年度から始まっています。

最終的にどのような形で決着するか不明ですが、当法人も、「地域住民・ご利用者・ご家族の利益を第一」に位置づけた上で、これらに取り組んでいく必要があります。

3. 社会福祉法人桜井の里福祉会の取り組み

桜井の里福祉会は、特別養護老人ホーム桜井の里開設から満 20 年を経ました。これまでの間、関係市町村と密接な連携のもと、地域に必要な事業を展開してきて、現在 29 事業所、職員数も 360 人体制となりました。

私達が事業を行っている地域では、「家で生活したいけど、本人・介護者の負担が大きい」「家で過ごすために生活全般（買い物、受診、生きがいなど）を支援するサービスが必要」「施設入居の待機期間が長い」などの声を多く聞きます。サービスは必要ですが、被保険者の介護保険料、市町村の財政的の負担は限界に近くなっています。こういう時だからこそ、「お金をかけない、負担があまり増えない、必要なサービスを」知恵を結集して作っていく必要があると思います。一法人ができるることは限られていますが、国の動きもよく見ながら、多くの皆様の力を借りし、法人としての歩みを進めていきたいと思います。

4. 平成 26 年度社会福祉法人桜井の里福祉会新規事業及び準備

- 1) 燕市分水地区高齢者複合施設の準備、建設予定（認知症グループホーム 18 名、小規模多機能型住宅介護、認知症カフェ等）
- 2) 認知症地域支援推進員の配置
燕市より委託を受け、認知症地域支援推進員を 1 名配置し、認知症の人・家族の相談や地域で生活することを支援する体制づくりに取り組む
- 3) 弥彦村内、燕市内での 365 日配食サービスの充実、及び高齢者が必要な生活支援サービスの具体的検討を行っていく
- 4) その他地域で必要な事業に積極的に取り組む

5. 生きがい広場地蔵堂 運営方針

(1) はじめに

燕市分水地区地域包括支援センターは、平成18年より生きがい広場地蔵堂の2階で業務を行ってまいりましたが、より公共的な分水保健センター内に事務所を移転し、住民の方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、専門性を活かした関わりを大切に、多様なニーズに対しての相談支援に努めしていくことと、今年度より新に認知症施策総合支援事業を燕市より受託し、認知症の方が地域での生活を送る上で必要な支援を行う、認知症地域推進員を配置し在宅で安心して生活が送れるようサポートさせて頂く体制を整備いたしました。

デイサービス事業もお一人おひとりの関わりを大切に、自己選択の場面を多くもって頂けるよう豊富なメニューの提供に努め、その方らしい過ごし方を大切にサポートして参ります。

生きがい広場地蔵堂・シニアハウスは、運営懇談会の定期的な開催のみならず、日常的に入居者との意見交換を大切に開かれており、入居された方への情報提供を行い地域に馴染んで頂けるよう努めます。

その他、地域の茶の間・交流ホーム・健康教室と地域に開かれた事業所としての役割が果たせるようサポートいたします。

(2) ケア理念

生きがい広場地蔵堂では、法人理念に基づき日々サービスを提供しております。デイサービスをはじめ、以下に掲げたケア理念を基本にサポートさせて頂きます。

『地域とともに』

街にある事業所という立地条件を活かし、建物の中だけではなく街全体が、活動場所であると捉え、地域にどんどん出掛けて行く取り組みを行ないます。街に出ることで顔なじみの方とお会いしたり、人に頼まなくてもご自分の用事を足すことが出来たり、生きがい広場地蔵堂を利用することで、その人の生活の幅が広がる活動を大切にした関わりを行います。

『生涯現役』

昔取ったきぬづか、長い人生の知恵袋の中から、教えて頂くことが沢山あります。生きがい広場地蔵堂を利用頂く方が、主役になる機会を多くもてるよう

な関わりを大切にします。たとえ障がいがあったとしても、環境を整備する事で、まだまだ出来る事は山ほどあります。自立支援を大切に、専門職員がサポートし、出来る事やご自身の持っている力を引き出すきっかけの場所として関わらせて頂きます。

『心づくり』

生きがい広場地蔵堂をご利用頂く事で、興味はあったが一人では上手く出来なかった事や今までにやった事のないものに挑戦したくなるような“心の動き作り”を目指します。新しいことに挑戦し、多くの事に感心を持って頂ける関わりを大切にさせて頂きます。

6. 職員の基本倫理（老人福祉施設倫理綱領より）

老人福祉施設は、わが国を豊かでやすらぎのある高齢者とするために大きな役割を担っており、そこで働く私たちは、すべての国民から、大きな期待が寄せられています。この期待に応えるためには、関係法令を遵守するだけにとどまらず、利用者に対しノーマライゼーションと人件尊重の理念に基づき、専門的サービスを提供する義務があり、社会の信頼に応えるために、公平・公正なサービスの実現に努める必要があります。

私たちは、このような自覚と決意をさらに強固なものとするため、老人福祉施設で働くすべての人々が厳守すべき『老人福祉施設倫理綱領』をここに定めます。

(1) 施設の使命

老人福祉施設は、地域社会の支持を受けて、高齢者が地域で安心して生活を送ることができる拠点施設となることを使命とします。

(2) 公平・公正な施設運営の遵守

老人福祉施設で働く私たちは、高齢者の生活と人権を擁護するため、自己点検を強化し、公平・公正な開かれた施設運営に努めます。

(3) 利用者の生活の質の向上

老人福祉施設で働く私たちは、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めます。

- (4) 従事者の資質・専門性の向上
老人福祉施設で働く私たちは、常に誠意をもって質の高いサービスが提供できるよう研修・研究に励み、専門性の向上に努めます。
- (5) 地域福祉の向上
老人福祉施設で働く私たちは、地域社会の一員として自覚を持ち、保健・医療等関連分野との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。
- (6) 国際的視野での活動
老人福祉施設で働く私たちは、諸外国との交流を促進し、国際的視野にたち、相互の理解を深め、福祉の推進に資するよう努めます。

7. 目標及び具体的な取り組み

(1) 生きがい広場地蔵堂・デイサービス

i. 重点目標

- ① ご利用者の満足度を把握し、より質の高いサービスの提供に心がけます。
- ② デイサービス利用中の事故防止に努めます。
- ③ アクティビティの充実に努めます。
- ④ ご利用者お一人おひとりの関わりを大切にしています。

ii. 具体的な取り組み

- ① ご利用者の意見・希望を出しやすい雰囲気作りと声かけを行います。
- ② 起きた事故の検証をきちんと行い、改善策を職員ひとり一人が確実に実施し、同じ事故を繰り返すことの無いように努力します。
- ③ 参加したくなるアクティビティと希望メニューの実施に心がけます。
- ④ 積極的にコミュニケーションをとり、ご利用者お一人おひとりのできる力や持っている力を引き出せるよう努力します。

iii. 平成 25 年度の取り組み評価

- ① ご自身で食事を取に来て頂くシステムで、食事の提供時お味噌汁をこぼされる事故が多く、火傷に至る事故では無いものの、お椀を安定性のあるものに交換することで、随分改善されました。

- ② 新しい提供メニューの実施に向け積極的に取り組むことができ、人気メニューが増えた事は、ご利用者から大変高い評価を頂きました。また、この取り組みについて、福祉施設関連の月刊誌に頻繁に掲載された点も、ご利用者の意欲や励みにも繋がったと感じました。
- ③ デイサービスの 1 日の活動開始前に、ご利用者に実施メニューをお伝えすることで、ご利用者自ら選択できるよう必要な情報を提供することができました。

(2) 健康教室（通所型介護予防事業）

i. 重点目標

- ① 参加者の年齢や身体状況に多少の差が予測される為、個別に対応・指導できるように体制を整えていきます。
- ② 教室の「目的」を理解して頂けるよう、参加者全員にはたらきかけます。
- ③ 教室終了後の運動習慣・トレーニング方法を身につけていただけるよう、講話や日々の会話を通しながらはたらきかけていきます。
- ④ 口腔機能向上を目指し、情報提供及び口腔体操の実施・指導を行います。

ii. 具体的な取組み

- ① 初回時の測定結果に基づき、お一人おひとりの状態に合わせた指導方法をアドバイスし実践させて頂きます。
- ② 家庭でも実施しやすいよう資料を用意し、目的・注意点等お伝えします。
- ③ 個人の状態や悩みに応じ、個別に家庭での運動のアドバイスを行います。
- ④ 口腔機能向上対象者には、歯科衛生士のアセスメント及び口腔機能向上指導を行い、参加者全員には習慣となるよう口腔体操を繰り返し行います。

iii. 平成 25 年度の取り組み評価

- ① 個別でのアドバイスや家庭での運動アドバイス等ができました。家庭でも教室での運動や日々の日課を続けている方が多いように感じました。
- ② 教室終了後として卒業生の会への参加以外にも、地域の茶の間(燕市いきがい活動支援通所事業)への利用にもつなげることができました。

(3) 生きがい広場地蔵堂・地域の茶の間（燕市生きがい活動通所支援事業）

i. 重点目標

- ① ご利用者の今現在の状態把握に努め、御家族と情報交換を行い、知り得た情報を地域包括支援センターと共有し、適切なサービス提供に努めます。
- ② 季節にあたしレクリエーションを取り入れ、楽しく1日を過ごして頂くよう関わります。

ii. 具体的な取り組み

- ① 介護保険サービスへ移行される場合に備え、職員間の連携を密に行い、統一した見解の基、地域包括支援センターへ情報を提供し、その方にとって適切なサービスが提供できるよう関わります。
- ② お花見ドライブ・もみじ狩り等の外出の機会を設けます。また、季節にあつたお菓子作りや、料理レクリエーションを計画し、実施します。
- ③ 手芸の他にも、ご利用者が楽しめるアクティビティを取り入れていきます。

iii. 平成25年度の取り組み評価について

- ① お花見ドライブ・菊まつりが計画でき、楽しんで頂けました。
- ② レクリエーション、体操は少しずつ新しい物をとり入れ楽しんで頂いた。
- ③ 介護認定がつき、介護保険サービスへ移行される方が数名おられた。ご利用者の状態の変化については、地域包括支援センターと連携を取る事ができました。

(4) 生きがい広場地蔵堂・交流ホーム（燕市高齢者交流ホーム事業）

i. 重点目標

- ① 多くの方から参加して頂く為の取り組みを行います。
- ② 参加者の主体性を大切に、生きがい作りのお手伝いをさせて頂きます。
- ③ 気軽に参加できる社会交流の場所を提供いたします。

ii. 具体的な取り組み

- ① 活動内容を会議の場面を利用し、多くの方から参加して下さるよう声掛けをしていく。
- ② 趣味活動や他者との交流を楽しんで頂き、参加者が中心となれるようサポートをさせて頂きます。
- ③ 地域住民の方や他の事業の利用者との交流も含め、楽しく参加して頂ける雰囲気作りに心がけます。

iii. 平成25年度取り組み評価

- ① 今年度は、年度途中で参加者が2名となる。その方のご都合に合わせ対応する事ができ、今まで午前中だけ参加されておられた方が、昼食をみたいで活動頂きました。
- ② 地域の方に向け、交流ホーム事業についてPR活動を行うも、あまり変化がみられませんでした。

(5) 生きがい広場地蔵堂・シニアハウス

i. 重点目標

- ① 入居者が安心して気持ちよく過ごしていただけるよう日常生活をサポートします。
- ② 食事の提供をとおし健康に暮らしていただけるようサポートします。
- ③ 24時間緊急時の対応をします。
- ④ 入居者が地域に馴染み地域の一員として暮らせるようサポートします。
- ⑤ 入居者との意見交換を積極的に行います。

ii. 具体的取組

- ① 生きがい広場地蔵堂職員全員でサポートできるよう、入居者の必要な情報伝達を細やかにします。
- ② 生活全般にわたり相談していただけるよう積極的に声掛け、ニーズを出し、必要なことは関係者に確実につなげます。
- ③ 食事の配膳、下膳に際し手際よく衛生面に十分注意し、おいしく安全に召し上がっていただけるようにします。
- ④ 施設内、地域の情報を多様に伝えます。
- ⑤ 入居・退去時の室内の清掃を丁寧に行い気持ちよく過ごしていただきます。

iii. 平成25年度の取組評価

- ① 定期的な運営懇談会を通し入居者の意見を聞くことができ、可能な限り対応しました。
- ② 生きがい広場地蔵堂職員全員に入居者の必要な情報がタイムリーに周知されておらず、問題解決に手間取ることもありました。
- ③ 相談事は真摯に耳を傾けるようにしましたが、タイミングが合わず充分傾聴で

きない時もありました。

- ④ 施設内外の行事、連絡事項等を、文章等でわかりやすく伝えました。
 - ⑤ 食事提供について初めは慣れないこともあり、お待たせすることもありましたが、次第にスムーズに提供できるようになりました。
 - ⑥ 暖かいもの、冷たいものの提供に気を配り配膳しました。
 - ⑦ 食事内容で個々の細かいニーズはあるものの概ね美味しいと喜んで頂きました。
- また、対応できるニーズに関しては素早く対応しました。

(6) 管理・事務部門

i. 重点目標

- ① ご利用者との関わりを積極的に持ち、客観的視点からも個々のニーズに気付けるように心がけます。
- ② 地域の方をはじめ、おいでいただく全ての方々とよい関係を保てるような雰囲気づくりに努めます。
- ③ ご利用されている方が、事故無く、快適に過ごしていただけるよう施設の安全管理に努めます。
- ④ 公用車の内外の清掃と点検を徹底して行います。
- ⑤ 施設内の美化・清掃に努めます。

ii. 具体的取組

- ① ご利用者に積極的に話しかけ、また話しかけてもらえる雰囲気づくりを心掛け、違った視点からも利用者様のニーズがつかめるよう良い関係づくりに努めます。
- ② 施設に来ていただくすべての方々に気持ちの良い挨拶をし、いつでも気軽に立ち寄れる施設づくりを心がけます。
- ③ 公用車の定期点検を徹底し、ゆとりある安全運転を行います。
- ④ 優先順位を決め計画的に清掃に取り組みます。
- ⑤ 定期的に施設の点検・整理整頓に努め、一日を気持ちよく過ごしていただけるように努めます。

iii. 平成25年度の取組評価

- ① ご利用者からの声掛けに耳を傾け、要望に対しては対応できることは速やかにし、それ以外は関係者に確実につなぐようにしました。
- ② 地域の方々、関係各位とのつながりを大切にし、気持ちの良い挨拶、行事

への案内をしました。

- ③ 公用車の内外の清掃が十分徹底されず不便をかけた事もありました。
- ④ 夏冬の施設の温度管理に注意し快適に過ごせるよう徹底しました。

(7) 栄養管理・厨房

i. 重点目標

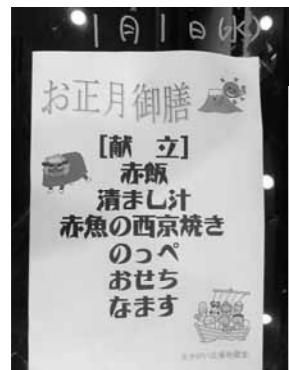
- ① ご利用に喜んで頂けるような食事提供に努めます。
- ② 季節の食材を取り入れ、色彩のある食事提供に努めます。
- ③ 個人にあった食事の提供に努めます。
- ④ 安全な食事提供を行うために衛生管理に努めます。

ii. 具体的な取り組み

- ① ご利用者においしいと感じていただけるようご利用者の感想・意見等お聞きするよう努めます。
- ② 季節の食材を日々の献立に取り入れるよう配慮します。
- ③ 個人の嗜好・食形態を把握するため、ご利用者と関りをもち、またフロア職員との協力により個人にあった食事の提供ができるよう努めます。またバイキング形式を取り入れご利用者が望んだ量を配膳できるように配慮します。
- ④ 食中毒を起こさないために調理従事者の体調管理に努め、衛生的に食品を扱うよう努めます。

iii. 平成25年度の取り組み・評価

- ① ご利用者との関わりの中で食事についての感想を聞き、それを食事づくりに生かすようにしました。
- ② 季節ごとに旬の食材を献立に取り入れました。また、さまざまな食材を使い彩りの良い食事の提供に努めました。
- ③ 個人の嗜好・食事形態・食事量に合った食事提供を行うため、対象者のみ食札を用いて間違いないように努めました。
- ④ 調理従事者は毎日体調チェックを行い、食品は十分に加熱し中心温度を計り安全な食事提供に努めました。



～お正月御膳～



★七夕御膳★

(8) 燕市分水地区地域包括支援センター

i. 重点目標

① 包括的支援事業

高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、地域住民に対して、地域包括ケアの基本的な考え方(可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができる)の普及、啓発が進むよう努力いたします。

② 介護予防支援事業

要支援状態にあってもその悪化をできる限り防ぎ、自立した生活を営めるよう支援します。

③ 認知症施策総合推進事業

地域包括ケア推進のため、燕市民に対して認知症への理解をひろげ、住民みんなが安心して暮らせる仕組み作りの啓発を行います。

ii. 具体的取り組み

- ① 高齢者や家族からの相談を受け、関連機関との連携を図り必要な支援を行います。戸別訪問を行い、地域に潜在しているニーズを把握するよう努めます。また、三職種の専門性を高めるために、地域包括支援センター各部会、外部研修に積極的に参加し、知識、技術の習得に努めます。又その成果を日常の相談業務、事例検討会、情報交換会において活かすよう努めます。

- ② 適切なケアマネジメントを通して、その人の望む生活の実現を目指すよう勤めます。

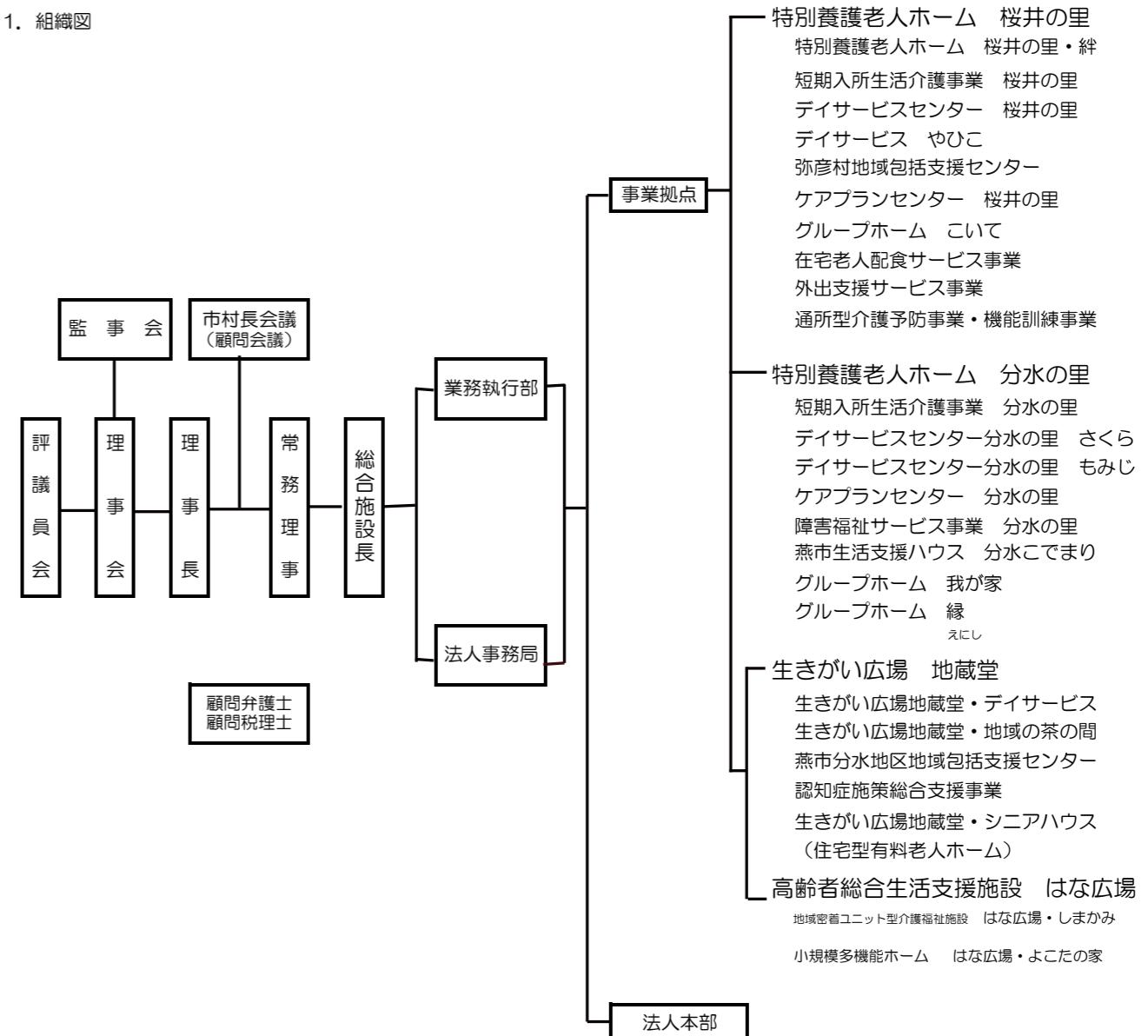
- ③ 燕市民が認知症になっても住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、生活支援の連携したネットワークを構築し、認知症の人への効果的な支援を行ないます。

iii. 平成25年度の取り組み評価

- ① 高齢者や家族、民生委員、サービス事業所、行政からのニーズを受け止め、必要な保健・医療・福祉サービス等社会資源の利用支援、相談を行いました。又、一人暮らし高齢者、高齢者世帯への戸別訪問を継続して行いました。地域からの通報をもとに安否確認などの生命にかかる緊急対応も数多く行いました。相談援助を展開する上で開業医、弁護士、障害者生活支援センターなど専門機関との連携を進めることができました。又、各種定例会の開催などネットワークをより強めるための取り組みも行いました。
- ② 三職種それぞれが必要な知識を得るために外部研修には努めて出席しています。又、地域包括支援センター主催で事例検討会、情報交換会を行っています。
- ③ 認知症サポーター養成講座の開催や、地域の福祉懇談会・まちづくり協議会活動・市民活動まつりへの参加により、地域住民に対して啓発活動を行いました。

III 社会福祉法人桜井の里福祉会 組織図・法人本部体制

1. 組織図



特別養護老人ホーム 桜井の里
特別養護老人ホーム 桜井の里・絆
短期入所生活介護事業 桜井の里
ティーサービスセンター 桜井の里
ティーサービス やひこ
弥彦村地域包括支援センター
ケアプランセンター 桜井の里
グループホーム こいて
在宅老人配食サービス事業
外出支援サービス事業
通所型介護予防事業・機能訓練事業

特別養護老人ホーム 分水の里
短期入所生活介護事業 分水の里
ティーサービスセンター分水の里 さくら
ティーサービスセンター分水の里 もみじ
ケアプランセンター 分水の里
障害福祉サービス事業 分水の里
燕市生活支援ハウス 分水こでまり
グループホーム 我が家
グループホーム 縁
えにし

生きがい広場 地蔵堂
生きがい広場地蔵堂・ティーサービス
生きがい広場地蔵堂・地域の茶の間
燕市分水地区地域包括支援センター
認知症施策総合支援事業
生きがい広場地蔵堂・シニアハウス
(住宅型有料老人ホーム)

高齢者総合生活支援施設 はな広場
地域密着ユニット型介護福祉施設 はな広場・しまかみ
小規模多機能ホーム はな広場・よこたの家

2. 法人事務局

- (1) 構成・・・いずれも理事長が任命する
 - ①常務理事
 - ②総合施設長
 - ③事務局長
 - ④事務局員

(2) 業務

- ①定款及び重要な諸規程の立案、調整事項
- ②理事会、評議員会、他重要会議の企画・立案、調整事項
- ③法人及び各施設の事業・財務計画の立案、調整事項
- ④法人全体にかかる人事管理、給与、庶務。総務に関する事項
- ⑤法人事務局会議の企画、運営

3. 業務執行部

- (1) 理事長、常務理事、総合施設長、各拠点施設長、事務局長等

(2) 業務

- ①法人全体の経営戦略・重要な案件の立案、調整事項
- ②各施設のサービス提供状況、品質管理に関する事項
- ③経営に係る重要な会議の企画、運営

8 非常災害対策

(1) 考え方

- ・災害発生時、職員が冷静沈着に行動できるように心構えを持ち、日々の訓練を行い、ご利用者が安心して生活できるように職員が一丸となって努力します。

(2) 災害時行動マニュアル

- ①火災が発生した場合、初期消火と同時にご利用者の安全確保を図り、非常口より迅速に避難して頂く。各消防機関及び緊急連絡網を使用して、速やかに応援要請をかける。
- ②震災害時、燕市・弥彦村・旧西蒲原地区及び近隣区域が震度5以上の場合には、各々の判断で施設へ集合することを義務づけます。
- ③落雷災害時、近隣職員が園内状況を確認して、連絡が取れる職員から順次連絡を入れて施設へ来るようになります。
- ④自然災害時（風水害等）は、警報等発令の情報収集に努め、必要に応じ総括本部を立ち上げます。施設に来れる職員は、自発的に施設へ来るようになります。
- ⑤雪災害時、積雪が一晩に1mになったら宿直員から職員へ連絡を入れ、施設内の非常口の確保及び、緊急時の車両等、通路確保を行なうため職員は施設へ来て作業をします。

(3) 消防計画及び避難訓練

- ・職員の防災基礎知識・防災器具等の取り扱いについて、防災教育を行い、常に防災意識を高め、日々努力し、ご利用者が安全に生活できるように努めます。
- ・その他、職員による緊急連絡網・非常口の安全な避難方法の習得・火災発生時の総合避難訓練等を実施して、施設内の防災に努めます。

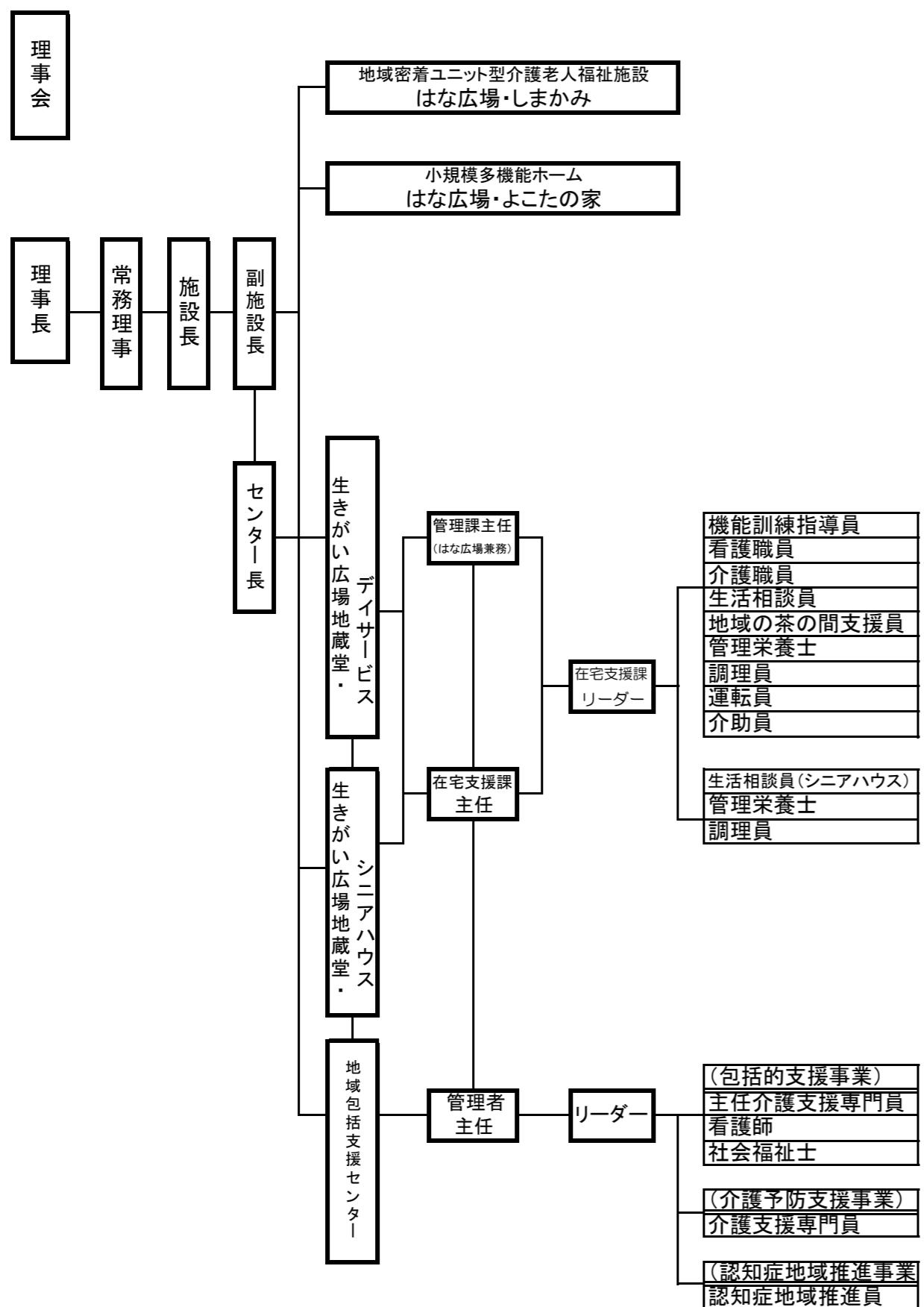
(4) 緊急連絡体制

- ・発見者から連絡網で受けた職員は、内容を正確に把握した後、迅速に次の職員へ連絡して行動します。
- ・防災活動及び緊急連絡事項の伝達をより円滑、確実に行なう為に、従来の緊急連絡網に加え、メーリングシステムを利用した携帯電話へのメール配信を行なうものとする。

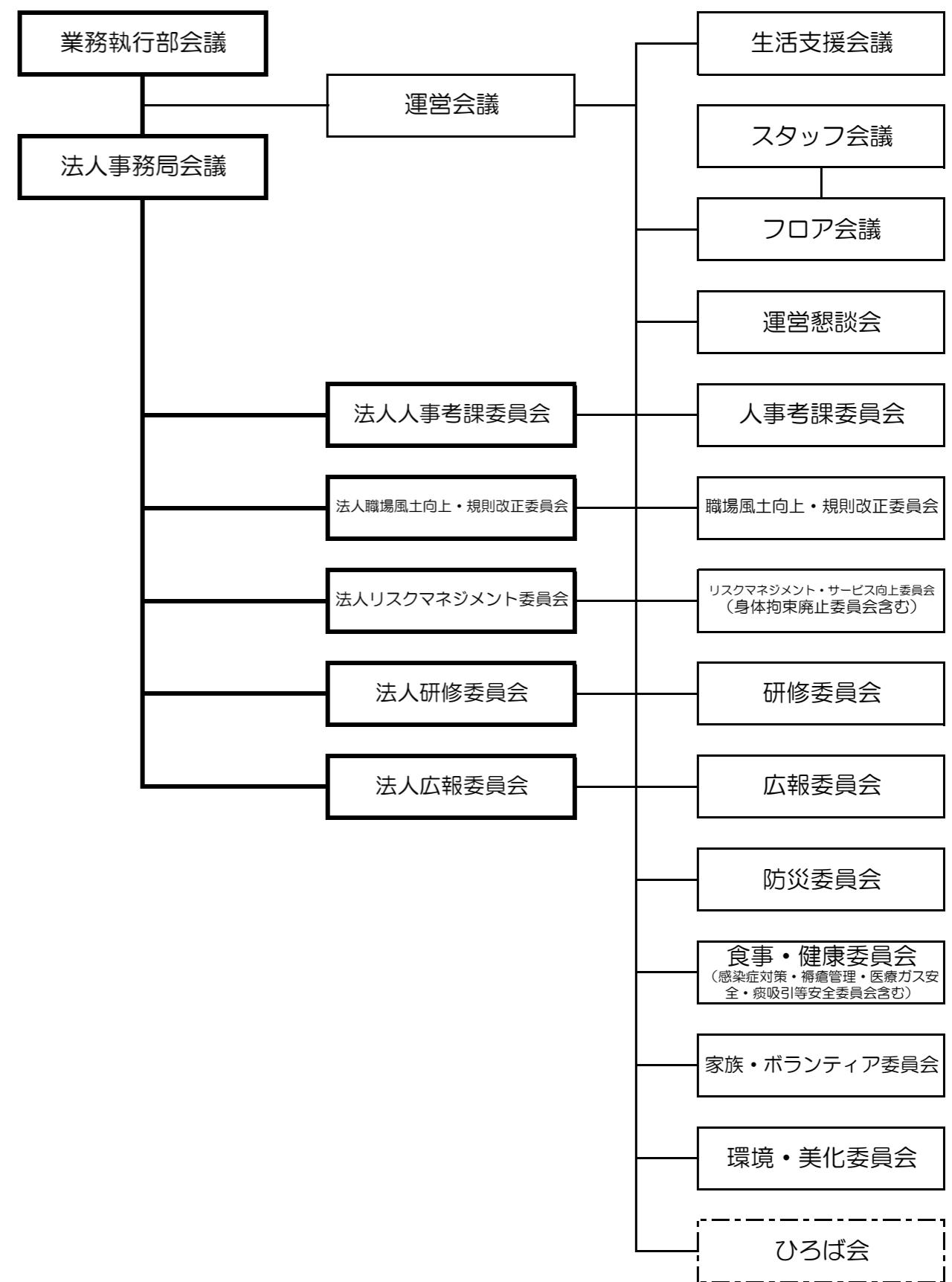
(5) 火災報知機及びスプリンクラー設備

- ・年2回保守契約業者による点検を行い、設備機能保持に万全を図ります。

1 生きがい広場地蔵堂 組織図



2 生きがい広場地蔵堂 諸会議及び委員会運営



3 生きがい広場地蔵堂 運営組織内容

1) 運営会議

- ・毎月1回（第3木曜日）に開催し、施設の運営全般・事業実績・収入報告及び検証等を協議いたします。

《出席者：施設長・センター長・管理者・主任・リーダー》

2) 生活支援会議

- ・毎月1回（第2月曜日）に開催し、入居者・利用者の生活支援に対するテーマに沿ったグループワークにより、専門職としてのスキルアップを図る

《出席者：全職員対象》

3) フロア会議

- ・毎月1回、第3火曜日前に開催し、利用者に係る課題・業務改善等を協議し生活支援会議に提案。また、職員のスキルアップに繋がる研修も計画的に行います。

《出席者：デイサービス・シニアハウス職員》

4) 生きがい広場地蔵堂 スタッ夫会議

- ・生きがい広場地蔵にて、年2回（6月・10月 14:00～）開催し、運営面・職場環境面について、改善・検討が必要な点について協議します。

《出席者：センター長・主任・リーダー・各部署代表》

5) 運営懇談会

- ・生きがい広場地蔵堂・シニアハウス（住宅型有料老人ホーム）の健全な経営と入居者の安全・安心な自立した生活を実現するため、意見交換の場として、2ヶ月毎に開催します。

《出席者：施設長・センター長・生活相談員・在宅支援課リーダー・入居者・地域住民等の代表》

（5月・7月・9月・11月・1月・3月）

6) 専門委員会

- ① 食事・健康委員会（感染症対策委員会・褥瘡管理・医療ガス安全・痰吸引等安全委員会含む）
 - ・ご利用者・職員の健康管理・感染症予防・褥瘡予防・痰吸引等・医療

ガスに関する事柄について活動します。職員の定期健康診断の計画・実施を行います。

- ・ご利用者に喜んで頂く食事の提供のために、利用者も含めた嗜好調査を実施し、問題点の検討や調整・計画を行います。
- ・喫茶店の運営（計画・準備・実施等）を行います。
- ・毎月第3水曜日に委員会を行います。

② 防災委員会

- ・防災訓練の企画・実施及び関係機関との連絡調整。日常の防災・安全体制の確立・非常時への対応等を行います。
- ・毎月第2木曜日に委員会を行います。

③ 家族・ボランティア委員会

- ・家族会の事務局活動・運営を行います。
- ・ボランティアの受け入れ・検討・調整・連絡・意見交換の実施を行います。
- ・毎月第3木曜日に委員会を行います。

④ 環境・美化委員会

- ・施設・事業所内外の環境の整備及び、美化に関する計画・実行等を行います。
- ・ゴミの処理について職員の意識の啓発・管理を図ります。
- ・毎月第3金曜日に委員会を行います。

● ひろば会

- ・職員の親睦・互助を目的とし、親睦行事・研修会を企画し、会費による運営を行います。
- ・毎月第4木曜日に開催します。

法人対応

桜井の里福祉会として、桜井の里・分水の里・はな広場・生きがい広場に下記の委員会を設置し、法人挙げて諸問題に取り組みます。

- ◎ リスクマネジメント・サービス向上委員会（身体拘束廃止検討委員会含む）

- ・事故報告のまとめ・検証・改善・ヒヤリハット報告の検証を行なながら、事故防止に努めます。
- ・ご利用者が望むサービスを提供するために、サービス評価（内部・外部）等を取り入れ、苦情・意見内容をまとめ、施設の現状や課題を明らかにします。
- ・身体拘束廃止（グレーゾーンの関わり含む）についての検討・対策を講じていきます。
- ・毎月第2水曜日に委員会を行います。（法人合同会議は随時）

◎ 研修委員会

- ・施設内研修の企画及び運営、外部研修の伝達講習、研究発表等への積極的な参加を図ります。また桜井の里・分水の里と連携し、法人研修の運営を行います。
- ・毎月第1木曜日に委員会を行います。（法人合同会議は随時）

◎ 広報委員会

- ・桜井の里福祉会広報誌・ホームページの企画・編集・発行を行います。施設の情報公開による地域交流の促進を図ります。施設内の写真の管理を行います。
- ・毎月第4水曜日に委員会を行います。（法人合同会議は随時）

◎ 人事考課委員会

- ・桜井の里福祉会人事考課が円滑に行えるように、協議します。
- ・人事考課者の研修の企画・実施を行います。

◎ 職場風土向上・規則改正委員会

- ・21世紀職業財団より、職場風土改革促進事業への取り組みを導入し、職員が働きやすい環境作りを行うために、法人と職員が共に協議しています。
- ・必要な規則の改正について提起し検討します。

◎ 委員会予定表

| | | | |
|-------|--|-------|-----------|
| 第2水曜日 | リスク・サービス向上委員会 (身体拘束廃止委員会含む) | 第1木曜日 | 研修委員会 |
| 第3水曜日 | 食事・健康委員会 (感染症対策・褥瘡管理・医療ガス安全・痰吸引安全委員会含む) | 第2木曜日 | 防災委員会 |
| 第4水曜日 | 広報委員会 | 第3木曜日 | 家族・ボランティア |
| 第3金曜日 | 環境・美化委員会 | 第4木曜日 | ひろば会 |

IV 生きがい広場地蔵堂年間計画

(1) 生きがい広場地蔵堂・ディサービス

| | 行事 | フロア会議・研修等 | お楽しみ献立 |
|-----|--------------|--|-----------------|
| 4月 | お花見 | 通所介護・介護予防 ケアプラン、 | お花見御膳 |
| 5月 | | 認知症及び認知症ケア について | 端午の節句御膳 |
| 6月 | | 感染症及び食中毒事例と ヒヤリハット事例検討会 | あじさい御膳 |
| 7月 | | 身体拘束等 排除について | 七タメニュー 笹団子作り |
| 8月 | | 事故発生時の 緊急対応と予防 | 夏の食彩メニュー |
| 9月 | 敬老会 | 感染症及び食中毒の予防と まん延防止について | 敬老祝御膳 |
| 10月 | | 非常災害時の避難・救出 防災教育 | 生きがい広場開設 祝御膳 |
| 11月 | 燕市公民館 作品展 | 事故発生の防止 (送迎について含む) | 菊花御膳 |
| 12月 | クリスマス会 | 利用者の意向及び 満足度についての検討 | クリスマスメニュー |
| 1月 | 餅つき会 | リスクマネジメント (意見・苦情、事故) | おせち御膳 |
| 2月 | 節分 | プライバシーの保護研修 | 節分メニュー |
| 3月 | お雛様 | マニュアルの見直し についての検討 | ひなまつり御膳 |
| 毎月 | | ディサービスフロア会議、献立及び家庭通信の発行 選択ランチの日、喫茶「より道」 | |
| 随時 | | 計画に合わせ外出（散歩、市日・商店街の買い物、クレープ屋、喫茶など） | |

注) ※感染症及び食中毒予防及び蔓延防止研修は年2回実施。

※事故発生の防止のための研修は年2回実施。

(2) 設備保守・安全管理・衛生管理計画

| | 設備保守 | 防災関係 | 衛生管理 |
|-----|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------------|
| 4月 | 昇降機点検 | | |
| 5月 | 昇降機点検（定期点検） 電気保安協会点検 | 昼間想定 風水害避難訓練 | DS・茶の 間ご利用者 入居者 職員 |
| 6月 | 昇降機点検 | 昼間想定 火災避難訓練 (消防署立会い) | DS・茶の 間ご利用者 入居者 職員 |
| 7月 | 昇降機点検 電気保安協会点検 (年次点検) | | |
| 8月 | 昇降機点検 | 消防設備点検 (要届け出) | |
| 9月 | 昇降機点検 電気保安協会点検 | 夜間想定 火災避難訓練 | 入居者 近隣住民 職員 |
| 10月 | 昇降機点検 | 地震発生想定 防災教育研修 | 職員 |
| 11月 | 昇降機点検 電気保安協会点検 | 昼間想定 火災避難訓練 | DS・茶の 間ご利用者 職員 |
| 12月 | 昇降機点検 | | グリストラップ 清掃 ワックス掛け 害虫駆除保守 |
| 1月 | 昇降機点検 電気保安協会点検 | 消防設備点検 | 水質検査 (しゃぼんの湯) 害虫駆除保守 |
| 2月 | 昇降機点検 | | |
| 3月 | 昇降機点検 電気保安協会点検 | | |

※水害対応マニュアルに基づき、避難訓練を実施予定。

(3) 地域の茶の間（燕市生きがい活動支援通所事業）

| | 行 事 等 | その他の 活動 |
|------------------------------|--------------------|------------|
| 4月 | お花見 (大河津分水、桜並木) | 健康相談日（火） |
| 5月 | 藤と牡丹の見学 | 健康相談日（金） |
| 6月 | 調理レク | 健康相談日（火） |
| 7月 | 七夕飾り | 健康相談日（金） |
| 8月 | 食事ツアーア | 健康相談日（火） |
| 9月 | 作品作り（作品展出品用） | 健康相談日（金） |
| 10月 | 調理レク | 健康相談日（火） |
| 11月 | 作品展・菊祭り | 健康相談日（金） |
| 12月 | クリスマス | 健康相談日（火） |
| 1月 | 餅つき会 | 健康相談日（金） |
| 2月 | 節分 | 健康相談日（火） |
| 3月 | ひな祭り（お茶会） | 健康相談日（金） |
| ※4・9のつく日に市日開催。希望あれば買い物に出掛ける。 | | |
| ※喫茶店（オレンジさん）に出掛けれる。 | | |
| ※月に1回 包括看護師による健康相談を実施。 | | |

(4) 健康教室（通所型介護予防事業）

| | 健康教室 | 卒業生の会 | |
|---|----------------|-------|--|
| 4月 | 準備期間 | 第4木曜日 | |
| 5月 | 1クール目 毎週水曜日 | 第4木曜日 | |
| 6月 | | 第4木曜日 | |
| 7月 | | 第4木曜日 | |
| 8月 | 準備期間 | 第4木曜日 | |
| 9月 | 2クール目 毎週水曜日 | 第4木曜日 | |
| 10月 | | 第4木曜日 | |
| 11月 | | 第4木曜日 | |
| 12月 | 準備期間 | 第4木曜日 | |
| 1月 | 3クール目 毎週水曜日 | 第4木曜日 | |
| 2月 | | 第4木曜日 | |
| 3月 | | 第4木曜日 | |
| ※『健康教室』は分水福祉会館を会場に、毎週水曜日 10：15～11：45 1クール全 12回開催。 | | | |
| ※健康教室の『卒業生の会』は送迎なし。健康教室で身に付いた運動習慣を継続できるよう、分水福祉会館を会場に 10：30～11：30、月1回開催。 | | | |

(5) 平成26年度 燕市分水地区地域包括支援センタ一年間計画

V リスクマネジメントについて

(1) 意見及び苦情解決システムについて

| | |
|---------|--|
| 包括主催の会議 | 地域ケア会議 随時 事例検討会 年3~5回 情報交換会 年3回 分水社協CSWとの連携会議 年4~6回 生活支援ハウスごでまりとの連携会議 認知症地域支援推進会議（仮称） |
| 隨時参加の会議 | 地域包括支援センター管理者会議 地域包括支援センター主任介護支援専門員部会 地域包括支援センター社会福祉士部会 地域包括支援センター看護師部会 分水地区民生児童委員協議会定例会 燕弥彦地域在宅医療連携会議 医療機関との連携会議 健康教室会議 生きデイ会議 まちづくり協議会役員会議 はな広場運営推進会議 グループホーム我が家・縁運営推進会議 市民の相談窓口を担う機関の情報交換会 地域福祉推進委員会議 障害者地域生活支援センターやすらぎ、はばたきとの懇話会 中越地区いのちとこころの支援センターとの懇話会 認知症施策に関する会議 |

- 生きがい広場地蔵堂のサービス利用時やご来園時にお気づきの点やご要望、ご不満など施設への貴重なご意見は隨時お受けしています。その方法として、ご意見や苦情を下記のいずれかの方法でお申し立ていただけます。
 - 施設内にあるご意見箱、アンケート用紙の使用
 - サービス利用時に職員に伝えます
 - 苦情担当者に伝えます
 - 第三者委員に伝えます
 - 役場、新潟県国民健康保険連合会介護サービス相談室
 - 新潟県サービス運営適正委員会に申し立てる事ができます
- ご意見や苦情をいただきましたら、受付者はご意見・苦情受付簿に記入します。報告がなされた後、施設からの説明や改善への話し合いが必要になった場合には誠意を持って対応させていただきます。また、苦情の解決にあたって第三者委員の立会いをもとめることができます。
- 社会福祉法人桜井の里福祉会、福祉サービスに関する意見及び苦情解決要領を定め、各法人内の事業所において、利用者等から寄せられる意見及び苦情等を適切に解決することで利用者の権利を擁するとともに、提供するサービスの品質を向上させていきます。

(2) 苦情解決担当者とその連絡先

| 苦情受付担当者 | 電話番号 | 職名 | 氏名 |
|---------------------------------|--------------|-------|------|
| 生きがい広場地蔵堂 苦情解決総括責任者 | 0256-97-7117 | センター長 | 小杉裕子 |
| 生きがい広場地蔵堂 ・デイサービス ・シニアハウス | // | センター長 | 小杉裕子 |

| | | | |
|--|--------------|---|--------------------------------------|
| ・地域の茶の間 ・健康教室 ・交流ホーム 苦情解決責任者 | 0256-97-7117 | センター長 | 小杉裕子 |
| 生きがい広場地蔵堂 ・デイサービス 苦情受付担当者 | // | 生活相談員 | 大久保雅史 宮島慶子 |
| 生きがい広場地蔵堂 ・シニアハウス 苦情受付担当者 | // | 生活相談員 | 橋本優子 |
| 燕市分水地区地域包括支援センター 苦情解決責任者 | 0256-97-7113 | 管理者 | 佐藤敦子 |
| 燕市分水地区地域包括支援センター 苦情受付担当者 | // | 認知症地域推進員 主任介護支援専門員 社会福祉士 // 介護支援専門員 | 力石雅博 佐藤正枝 小越勇人 茂岡敏夫 河上寛子 |

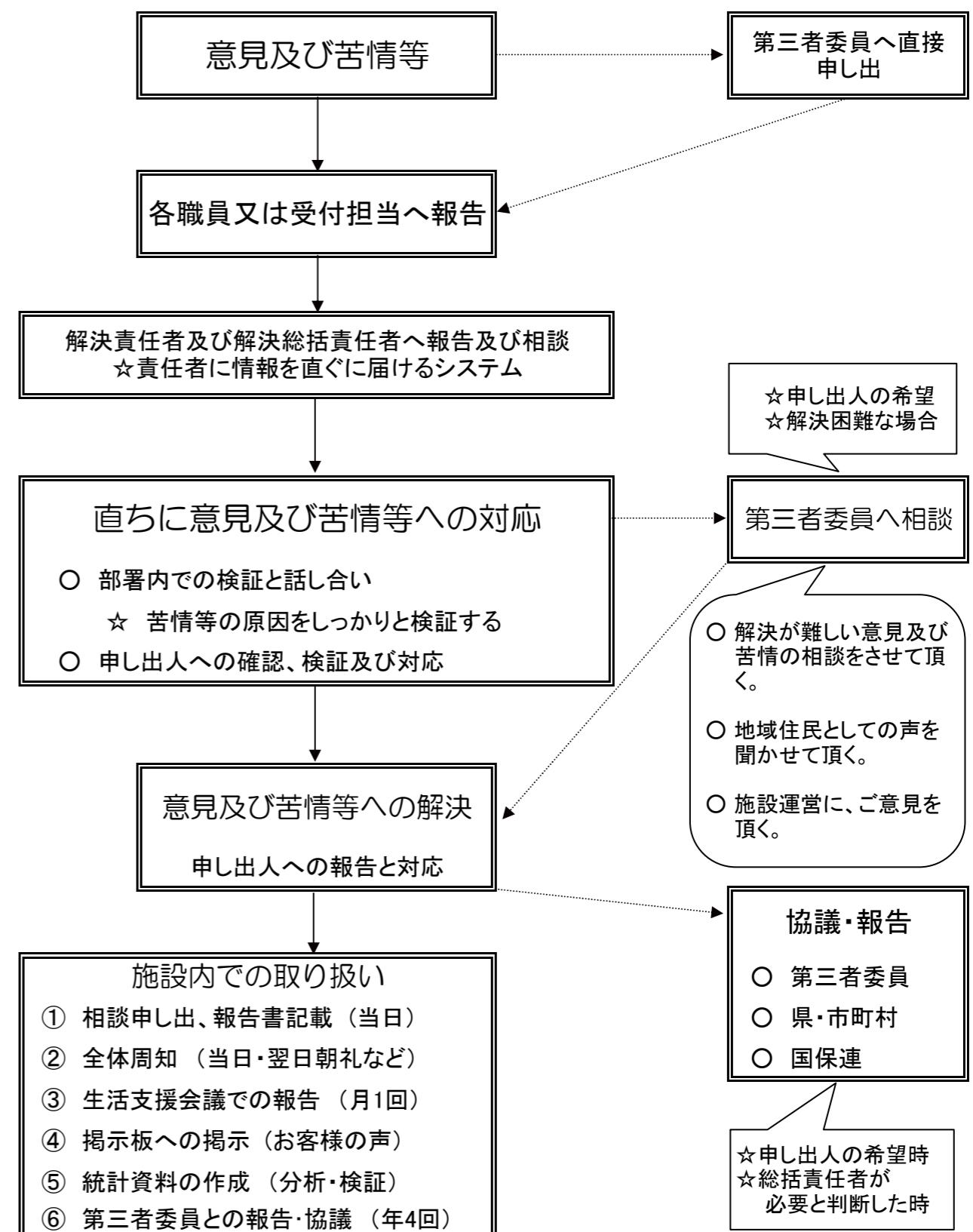
○ 施設内で発生した事故について

施設内で事故が発生した場合、まず、ご利用者のケガの状況をきちんと把握し手 当、受診の必要性などの判断を迅速に対応いたします。

同時にご家族へのご連絡も併せて行います。また、施設側に事故の原因があり、受診や入院などが必要になった場合は施設加入保険会社と相談治療費やお見舞い金をご相談もさせて頂きます。

また、事故の原因や今後の対応についても施設内で話し合いを持ち、同じ事故を 繰り返さないような改善策を立てていきます。

(2) 意見及び苦情等解決の流れ

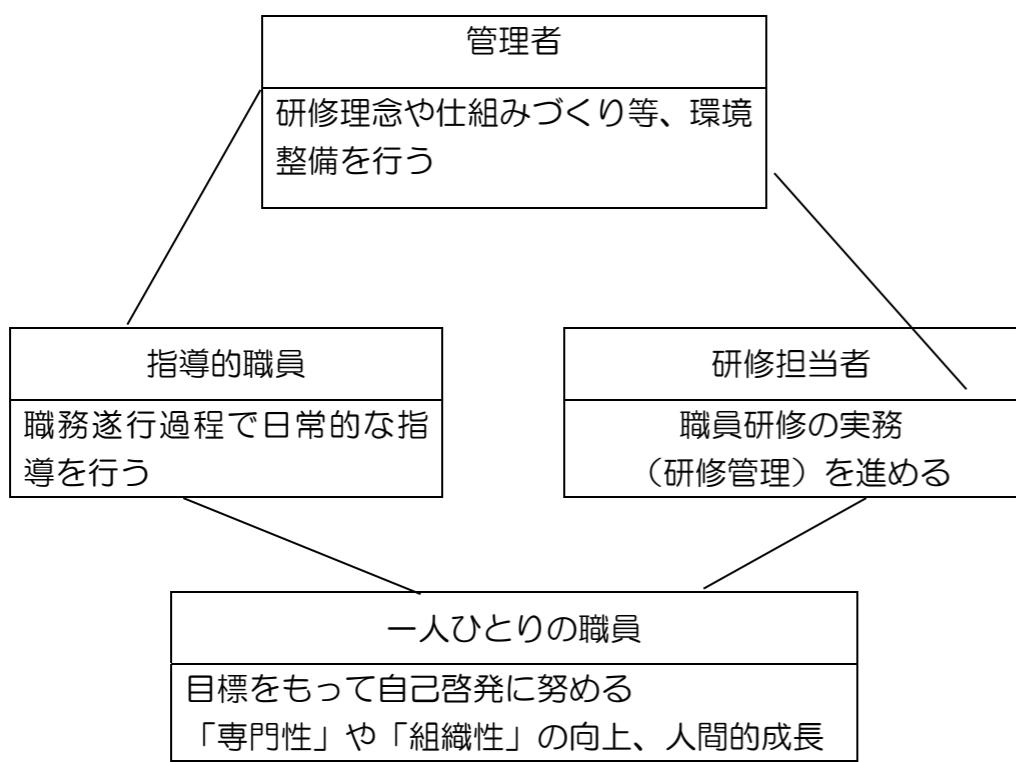


VI 法人研修システム

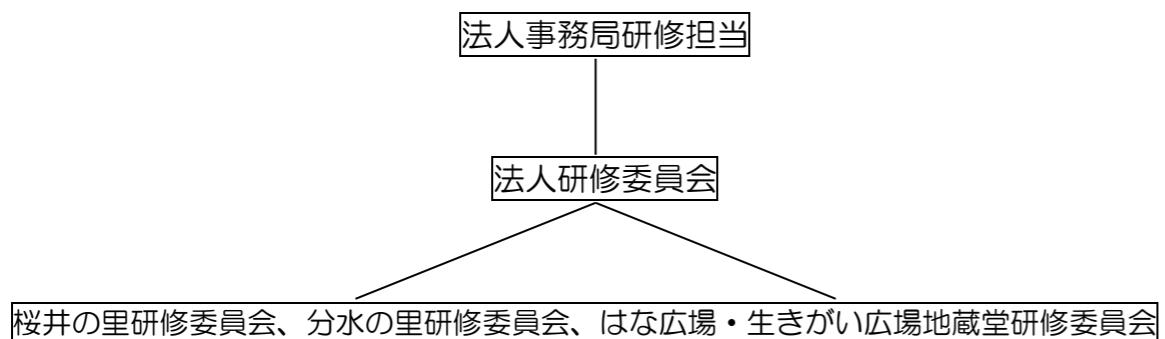
(1) 『定義・目的』

- ① 桜井の里福祉会全体の研修と各施設での研修を通じて、職員一人ひとりのケアの質、サービスの質の向上、組織の一員としての意識向上を図る。
- ② ケアサービスの実践の場である職務を通じて、一人ひとりが、自律的に自己能力の開発を積極的に図っていけるよう、指導・育成を行う。
- ③ 全職員の豊かで充実した職業生活と個々の人間性を深める支援、援助活動であり、職員の資質の向上及び自己啓発の機会とする。

(2) 『職場研修』を担うそれぞれの基本的役割



(3) 『体系図』



(4) 『研修計画』

| 研修区分 | 対象者 | 研修内容 | 期間 |
|----------|-----------|-------------------------------------|---|
| 新規採用職員研修 | 自主実習 | 新規採用～1年未満 | 配属予定部署での体験研修 |
| | 集合研修 | | 法人理念や基本的考え方の理解、介護サービスに関する基本を理解、業務遂行の為の基本的知識・技術の習得を行う。 |
| | 日々の振り返り | | 担当指導職員から日々の仕事を通じて学ぶ。 |
| | フィードバック研修 | 1ヶ月・2ヶ月・3ヶ月修了時点 | 研修ノートを毎日記入して提出する。 |
| 階層別①研修 | フォローアップ研修 | 採用後6ヶ月を経過した者 | 部署長及び管理者と面接し自らの振り返りと今後の目標を設定する。 討議（グループワーク） 6ヶ月間の振り返りを通じて、課題とこれからの目標を明確にする。 |
| | 利用者体験研修 | 1年以上5年未満の職員 | 利用者の置かれている生活を体験し、ケアの質の改善、自らの資質の向上を図る。 |
| 階層別②研修 | 集合研修 | 採用2年目 | 講義 「認知症ケアを学ぶ」 【目的】 認知症の症状が本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害の理解を深めることや高齢者への周囲の不適切な対応・環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解する。 |
| | 集合研修 | 採用3年目 | 講義 「生活の捉え方」 【目的】 認知症という障害を再度確認し、その生涯を抱える中で自立した生活を送る意味と、それを支援することの重要性を学び、日々のご利用者との関わりで実践できる。 |
| 階層別③研修 | 集合研修 | 採用5年目 | 講義 「意思決定と権利擁護について」 【目的】 認知症により、日常生活の中で制限されてしまう個人の自由や意思決定が、本来どのように保障されるべきか理解でき、研修で学んだことを日々のご利用者との関わりで実践し、部署内で提案ができる。 |
| 階層別④研修 | 集合研修 | 採用10年目 *対象職員を9年目・10年目として隔年開催とする。 | 講義 「中核的職員としての役割」 【目的】 介護現場の中核的な職員として、部署やフロア等でケアの目標や目的を具体化していくために、中核的な職員が担う役割と、実践していくために必要な考え方の視点を習得することができる。 |

| 研修区分 | | 対象者 | 研修内容 | 期間 |
|----------|------------------------|-------------------------|--|-------------------|
| 指導職員研修 | 集合研修 | リーダー以上の役職のある者 | 講義 「リーダーシップ」 【目的】人材育成の方法として、部署やフロアや職場等で実施される人材教育や研修を行うに際して、必要となる指導・助言等を行う際の伝達・表現方法の基本を理解し、実際に展開する際の留意点を学ぶことできる。 | 1日 (法人事務局研修担当) |
| 管理職研修 | 自己啓発講座の受講及び外部発表 | 施設長 副施設長 総括 | 管理者として組織革新の方向と自己革新の課題を明確にし、自らが外部機関などの講座を選択、自己能力の開発を図る。 | 自己申告による |
| 選抜(派遣研修) | 外部研修 | 管理者・所属長の選任による者 | 県内外の研修に出張して派遣。 | 随時 (業務命令) |
| 施設内研修 | 集合研修 伝達研修 その他の研修 | 全職員 | 法人事務局・各事業所の研修委員会で企画する。 | 各施設の研修委員会で計画するもの |
| 内部・外部発表 | 選抜及び自主発表 | 全職員 *主として5年目以上の職員とする | 施設内発表会及び外部の大会に参加し発表する。 | 随時 |

- ◎研修管理表は各自が持参し、研修の参加と出席の状況を自らが管理します。
- ◎新規採用職員研修・階層別研修は必須研修であり段階的に受講していく。
具体的な研修内容及び担当職員は年度毎に決定します。
- ◎新規採用職員研修の詳細は新規採用職員の指導指針によります。
- ◎選抜研修は復命書を所属長に提出した後に、確認として押印します。
- ◎指導職員研修・階層別研修に欠席した場合は「各研修テーマ」及び「認知症の人との関わり」についてのレポート（800字程度）を提出します。

(5) 職員研修の考え方及び計画

1) 考え方

- ・法人の研修システムにより研修計画を立案します。
- ・研修は自ら学ぶ場として積極的に自己研鑽に努めます。施設内研修は義務付けられている研修と年度ごとに必要な研修を計画します。
- ・日頃の実践成果、取り組みを発表する機会にチャレンジしていきます。

2) 研修計画

①新規採用職員

- ・入職後3ヶ月は、研修ノートを毎日記載し、担当者に提出します。担当者はコメントをしてその成長を援助します。所属長も日々確認し、毎週1回センター長に提出します。
- ・1ヶ月後、3ヶ月後に所属長及びセンター長面接を行い、その後施設長面接を行います。

②全職員

| 月 | 法人研修 | | 園内研修 | |
|-----|------------------------------|----------|-------------------------------|------------|
| | 研修内容 | 区分 | 研修内容 | 区分 |
| 4月 | | | 運営方針並びに介護保険制度改定について (法令遵守) | 全員 (合同) |
| 5月 | 法人伝達報告会 (被災地派遣) | | 認知症及び認知症ケアについて | 部署 |
| 6月 | 人事考課研修 (採用3年未満及び希望職員対象) | 選抜 選択 | 感染症及び食中毒について | 部署 |
| 7月 | 階層別研修(採用2年目対象) | 選抜 | 桜井の里福祉会法人理念の理解 についての研修 | 全員 (合同) |
| 8月 | 階層別研修(採用3年目対象) | 選択 選抜 | 事故発生時の緊急対応と予防 | 部署 |
| 9月 | 人事考課者研修 年度途中採用職員研修 | 選抜 選抜 | 接遇についての研修 | 全員 (合同) |
| 10月 | 新規採用職員フォローアップ研修 (外部講師) | 選抜 選択 | 非常災害時の避難・救出、防災訓練 | 部署 |
| 11月 | 階層別研修(採用5年目職員対象) 中途採用職員研修 | 選抜 | 利用者体験研修会 | 対象職員 |
| 12月 | | | | |
| 1月 | 階層別研修(指導的職員対象) | | 救命救急法研修 | 全員 (合同) |
| 2月 | 人事考課研修(考課者) | | プライバシーの保護研修 | 部署 |
| 3月 | 新規採用職員自主実習 新規採用職員研修 | 選抜 選抜 | | |

全員 …全職員対象研修
選抜 …選抜による研修
選択 …新規採用職員または希望職員
部署 …各部署・フロアでの研修

*法人全体で、それぞれの階層別・職制等で定期的な研修を行います。

VII 業務分掌表

(デイサービスセンター)

| | | | |
|-------|--|--|--|
| 総合施設長 | 1. 理事会決定事項の執行に関すること 2. 法人運営・管理の総括に関すること 3. 定款、諸規則等の制定並びに改廃に関すること 4. 職員の人事管理、及び服務に関すること 5. 公印の管理に関すること 6. 予算及び決算に関すること 7. 予算の執行及び契約に関すること 8. 財務管理に関すること 9. 職員研修及び表彰に関すること 10. 構成市村との連絡調整に関すること | | 28. 地域行事への参加 29. ボランティア受け入れ、調整、対応 30. 施設設備の管理、業者との折衝 31. 人事考課（主任・リーダーの1次考課・面接、合議） 32. 意見及び苦情対応 33. 産業医との連携 34. 施設長の補佐 |
| | | | 主 任 リーダー |
| | | | 1. 勤務表の作成 2. 人事考課の評価及び面接 3. 各教室メニューの企画担当の振り分け 4. フロア会議議題等の提案 5. フロア会議内の園内研修担当振り分け 6. 生活支援会議出席者の選任 7. 勤務変更の管理及び出勤簿の確認 8. 勤務実態・計画年休付与・公休の管理 9. 職員の指導育成 10. 行事担当者の振り分け 11. 検食の振り分け 12. センター長の補佐 13. 以下介護職員 1~10 と同じ |
| | | | 生活相談員 |
| | | | 1. 利用説明及び契約に関すること 2. 利用者のアセスメントとケース記録 3. 利用者の相談業務 4. サービス担当者会議出席 5. 利用者について家族・担当ケアマネへの連絡 6. 利用者の利用日調整 7. 実績管理 8. 予算立て 9. 運営ケア計画・事業報告書の作成 10. 運営会議資料の作成 11. 利用者チェック表・利用者計画実行表・運行表の更新 12. 介護認定更新者の確認・管理 13. 体験デイサービス利用者の調整 14. 視察・見学者対応 15. 意見及び苦情対応 16. 事故発生時の対応及びその保険対応 |
| | | | 生活相談 (シニアハウス) |
| | | | 1. 入居説明及び契約に関すること 2. 入居者のアセスメントとケース記録 3. 入居者の相談業務 4. 入居者のカンファレンス出席 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | |
|------|---|---------|--|
| | <p>5. 入居者について家族・担当ケアマネへの連絡 6. 関係各位への営業活動 7. 予算立て 8. 運営ケア計画・事業報告書の作成 9. 請求書作成・配布・入金管理 10. 食事数管理業務 11. 食事の配膳及び片づけ 12. 宅配便受け取り、お届け 13. ピンク電話お金管理 14. 運営懇談会に関すること 　　懇談会案内文章作成・会議の進行及び記録・会場のセッティング 　　会議資料の作成 15. デイサービス職員、宿直職員への申し送り</p> | | <p>7. 昼食時の配薬 8. 体調・創の確認、処置、体調不良者ご家族への連絡 9. 各教室担当（陶芸・七宝焼き・染物・お菓子作り等） 10. システム入力、連絡帳（希望者）ヘビタール記入 11. 入浴介助、整容 12. 送迎（添乗業務・リフトバス以外の車両運転） 13. 酸素ポンベ、吸引器、AEDの定期点検 14. ご利用者受け入れ準備（お風呂のお湯張り等） 15. フロアの後片付け、各教室等の清掃</p> |
| 介護職員 | <p>1. 利用者の日常生活のケア・支援に関すること 　　（各教室担当・バイタル測定・食事・入浴・排泄の見守り及び介助） 2. 利用者の通所介護計画に関すること 　　（アセスメント及びライフサポートプランの作成・モニタリング記入） 3. 行事・レクの実施に関すること 　　（教室メニューの企画、教室材料物品の発注及び準備、行事の立案・実施） 4. 利用者の整容及び衛生に関すること 　　（爪切り、ドライヤー掛け、移動時の付き添い及び見守り） 5. 家族との連絡調整に関すること 　　（配布物の確認、毎月介護保険証の確認） 6. 車両の運転業務・送迎に関すること 　　（運行表の作成、洗車及び車内清掃） 7. 施設内外の環境整備・美化に関すること 　　（フロア内・各教室・浴室・お手洗い等の清掃） 8. その他、利用者の生活支援に関すること 　　（システム入力、環境整備に必要な物品の確認及び購入） 9. 当日リーダー業務の準備及び実施 　　（ライフサポートプランの実施状況の確認と記録、当日ご利用者の活動内容の把握及び記録） 10. リ넨・タオルの使用状況の確認及び発注</p> | 機能訓練指導員 | <p>1. 利用者の機能訓練として 　　ボール、セラバンドを使用したトレーニングの実施 　　各ご利用者に合わせたマシンの実施 　　動作指導を個別にて実施 2. 利用者の通所介護計画に関すること 3. 利用者の生活支援に関すること 4. 利用者のアセスメントに関すること 5. 利用者の機能訓練の実績・記録に関すること 　　3ヶ月毎の評価、要支援者には測定を実施 6. 福祉用具（車椅子・歩行器）の管理・保管に関すること</p> |
| 看護職員 | <p>1. 利用者の保健及び健康管理に関すること 　　（バイタル測定と確認） 2. ライフサポートワーク、ライフサポートプランの作成 3. 体調不良、緊急時の対応 4. 衛生材料の保管・管理・発注（手袋・マスク・消毒薬等） 5. 感染症の予防、対策に関すること 6. 持参薬の確認（内服薬・外用薬）</p> | 管理栄養士 | <p>1. 献立作成（行事食・ランチの日・喫茶の日程調整含む） 2. 月2回のご利用者への配布用献立表の作成及び印刷 3. 備品の在庫チェック 4. 発注 5. 納品書、請求書、食材料費の管理 6. 検食簿、中心温度記録と衛生チェック表の整理（シニアハウス分含む） 7. 宿直者食事料金表の作成 8. 食材の在庫チェック 9. 嗜好調査の実施及び集計 10. そば打ち教室の準備及び実施 11. 検便管理（容器配布、回収、提出） 12. おやつレクリエーション、パン教室の企画、準備、発注 13. ランチの日、喫茶の準備及び実施 14. 行事食の準備 15. 三条地域振興局への給食実施状況報告書の作成及び提出 16. 運営ケア計画、事業報告書の作成 17. ご利用者（デイサービス・地域の茶の間）食事形態の把握及び管理 18. 食材の検収及び記録 19. 厨房関係の食器、器具及び備品の見積もりと発注 20. 厨房内の作業（調理、片づけ、翌日の食材の仕込み、清掃） 21. シニアハウスの食事の配膳と片づけ</p> |

| | |
|------|--|
| 事務職員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用料入金管理 2. 利用料金庫金種確認・引継 3. 家族会費入金管理 4. 給付管理 5. 郵便物振り分けと文章受付 6. メールのチェックと担当者への連絡 7. 物品購入見積もり依頼・折衝・発注 8. 月次発注 9. 納品振り分け 10. 利用料請求関係 11. 月次支払補助 納品書、請求書突合 12. 地域包括支援センター委託費請求関係 13. 各種研修申し込み、出張手配 14. 職員異動、新規採用による手続きと整備 　　ネーム、ロッカー、下駄箱、必要書類の準備 15. 燕市からの委託費関係の請求書の作成 16. 市営駐車場更新手続き 17. 保険の更新、手続きに関すること 18. 勤怠、超過勤務命令簿の確認 19. 後納郵便手配と請求確認 20. 決裁後文章振り分け・ファイリング 21. 宅配便の依頼 22. 福利厚生（タンポポ）関係 23. 毎月の日程表の作成 24. 勤務表の原本作成 25. 来客の対応 26. 電話対応 27. 管理日誌の記入 28. ボランティア送迎 29. 職員弁当申し込み、金額確認 30. 事務室及びロビーの拭き掃除 31. ロビーのコーヒーメーカーセッティングと片づけ 32. 足湯のセッティング 33. デイサービス添乗業務 34. デイサービスの利用者受け入れ 　　お茶出し、バイタル測定、浴室セッティングとお風呂のお湯張り 35. 管理課主任の補佐 |
|------|--|

(地域包括支援センター)

| | |
|------------------|---|
| センター長 管理者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括支援センター業務の総括に関すること 2. 地域包括支援センター指定更新、届出に関すること 3. 事業実施計画、活動実績報告の策定に関すること 4. 構成市村との連絡調整に関すること |
| 主任 リーダー | <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の指導、研修に関すること 2. 勤務表の作成及び勤務調整に関すること 3. 他の部署との連絡調整に関すること 4. 管理者の補佐 |
| 主任介護支援 専門員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域におけるネットワークの構築に関すること 2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関すること 3. その他、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する業務に関すること 4. 以下地域包括支援センター職員の1～3と同じ |
| 社会福祉士 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 権利擁護業務に関すること 2. 以下地域包括支援センター職員の1～3と同じ |
| 看護師 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防、地域支援活動事業に関すること 2. 以下地域包括支援センター職員の1～3と同じ |
| 介護支援専門員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防給付管理に関すること 2. 以下地域包括支援センター職員の1～3と同じ |
| 地域包括支援 センター職員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者の実態把握に関すること 2. 総合相談支援に関すること 3. 介護予防ケアマネジメントに関すること |
| 認知症専門支援 推進員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症施策推進に関わること |